

織田信秀岡崎攻落考証

村岡幹生

はじめに

二〇一四年三月刊行『愛知県史資料編14中世・織豊』（愛知県発行）に補一七八号として、法華宗（陣門流）総本山長久山本成寺（新潟県三条市）の文書のうちから九月二十二日付菩提心院日覚書状（本成寺充て）を収録している。あわせて写真も口絵図版17として掲載されており、その全貌を見ることが出来る。『愛知県史資料編』の中世・織豊の編纂においては、史料一点ごとに複数の委員による検討・討議を経つつ網文確定や年代比定などをおこなっているが、各史料には、調査および原稿作成の担当委員が当然ながら存在する。当該文書は村岡が担当した。調査は、二〇一二年夏、本成寺にお

いて恒例の年一度の寺宝物入れ（曝涼）のおりに県史編さん室より請うて実施し、播磨良紀委員（現「中世2・織豊」部会長）とともに原本を拝見した。

前掲書の当該文書網文に「菩提心院日覚、織田信秀が三河国において今川軍を破り、松平広忠を降参させたことを越後国本成寺に伝える。」とあるとおり、尾張・三河の戦国史上きわめて重要な情報を含んだ文書である。書状であるから年が記されていないが、同書で天文十六年（一五四七）に比定した。ただし、残念ながら紙幅の都合から、比定の根拠を記載することはできなかった。

本稿は、その根拠を示したのち、この文書が天文十六年と確定することによって明らかとなるところの、従来知られていなかった当該期三河の政治情勢について、関連する

他史料とあわせて考察するものである。¹⁾

一 日覚書状の年代比定

当該文書の年代比定に関する従来の説を確認しておこう。

この文書はすでに一九七九年刊行『三條市史資料編第二巻 古代中世編』(三條市役所発行)で紹介されている(一七〇号)。そこでは、文中の「三州八駿河衆敗軍の様二候て」を桶狭間の戦いにおける今川義元敗北のことと解し、続く「彈正忠先以一國を管領候」の彈正忠を織田信長として、永祿三年(一五六〇)に比定している。ただし、「長久山歴代譜」によると、日覚は、「天文十九戌戌年十一月十六日遷化」となっていて、あわない。」との注記を付している。「長久山歴代譜」とは日覚が第九世をつとめた本成寺の住持歴代記である。²⁾その後一九八四年に刊行された『新潟県史資料編5』(新潟県発行)においても、『三條市史』を踏襲した年代比定・注記がなされている(二六九七号)。しかし、桶狭間の戦い当時の信長はいまだ彈正忠を名乗っておらず、これらの年代比定は明らかに誤りである(奥野高廣『増訂織田信長文書の研究上巻』吉

川弘文館、一九八八年参照)。

二〇一一年刊行久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文今川氏編第二巻』(東京堂出版)は、九六五号として当該文書を天文十九年(一五五〇)に載せ、「本文書は年未詳なれど、菩提心院日覚が天文十九年十一月十六日に没しているので、便宜ここに収める。」としている。

当該文書を記した日覚は、天文九年(一五四〇)に本成寺住持を退いたのち、陣門流を信奉する越中国楡原保(富山市)の城尾城主齋藤氏の城下、井田菩提心院に隠居した。³⁾当該文書はかの地から本成寺に充てて作成されたもので、齋藤氏周辺の政治状況を述べたくだりがいくつか見られる。うち、冒頭付近にある次の記述に注目したい。

爰許なり八、和談已後、如形進退相続分にて候、無威勢沙汰限にて候、所帯先以無相違意にて候、

「ここもと(すなわち日覚を招いた城尾城主齋藤氏)の様子は、和談がなつて以後そのまま城主としての立場にお変わりはないものの、威勢の衰えようは言語道断です。(齋藤氏)所領はとりあえず保証されているといった心持ちです。」⁴⁾と、ここについて「和談」とは、いわゆる「天文越中大乱」(後掲

同時代史料に「越中大乱」とある）の和睦を指している。この「越中大乱」は、天文十二年から翌年に及び、神保長職ながもとと椎名康胤の対立を主軸として諸国人・土豪を巻き込んだものである。「越中大乱」は、富山城主となった神保氏優位のうちに推移し、その過程で和睦が結ばれた。先の文面は、この大乱において城尾城主齋藤氏が反神保氏側に属した事実に対応している。なお、当該文書終わり近くにも、「椎名殿は今に至っても無作（無骨でこなれぬ立ち振る舞い）で、神保とは「面趣申談せらるる分にて候へ共、心の底では（神保との）わだかまりが解けていないようだ」という旨の記述がある。

「越中大乱」和睦への動きは、天文十三年三月には確認できる。⁽⁵⁾しかし同年五月十三日の時点で日覚は、「当国の錯乱、惣国の義は過半無為の嘸あつかに調しらい寄り候、当城（城尾城）の義、今に相済まず候て銚楯半ばに候」（原文漢文、読み下し）と述べて、いまだ城尾城の籠城が解かれていない様子を三河国西郡の城主鶴殿玄長に知らせている。また日覚の弟子で京都本禅寺の日導は、同年六月三日時点で、「越中大乱二付而、城尾二僧正様（日覚）御在城候、様躰笑止二存候」と、日覚の城尾城籠城の苦難が続くのを憂慮しつつも、「能州より」す

なわち能登守護畠山義統よりの「和談之嘸」によつて解放の日も近いとの見通しを述べている。⁽⁶⁾その後日覚は同年のうちに越中を発ち、鶴殿玄長のもとに逗留した。日覚は、籠城がさらに続くなら、ふとすぐにでも鶴殿のもとに赴きたいと、先の文書で伝えていた。逗留は年をまたがり、翌年五月二十一日に、彼は再び城尾城下菩提心院に帰着している（天文十四年六月七日 日導書状、愛知県史『中世』、一五五二頁）。

以上の経緯からすると、日覚が齋藤氏「和談已後」の推移を述べている当該文書の成立は、天文十四年（一五四五）以降である。

神保氏と椎名氏の和議によるこうした静謐・均衡に変化が訪れたのは、永禄三年（一五六〇）三月の長尾景虎の越中進攻によつてである。景虎は神保氏を攻めて富山城自落に追い込み、椎名氏を安泰にして帰国した。したがって、当該文書が九月二十二日付であることからすると、当該文書作成の下限は永禄二年となり、先の永禄三年比定説が成立しないことは、この点からも指摘できる。ただし、これは厳密に同時代史料のみによつての考証に限定した場合のことである。現存する日覚関連同時代史料と、日覚没年を天文十九年とする

『長久山歴代譜』の伝との間に矛盾があるわけでもなく、こ
とさらにかの伝を疑わねばならぬ理由もないのであって、
『戦国遺文今川氏編』がひとまず下限を天文十九年と設定し
たのは妥当といえよう。

さて、当該文書の年代を天文十六年と特定する根拠となる
のは、尚々書のうち京都の情勢にふれた次の記事である。

京都八山門と和談とやらんの様^に成候而、心安動行をも
諸法花共二せられ候よし候、当宗の事、入らく次第の事
にて候、過分に代物を仕候而、これほとにも成たる

候、本禅にも負物過分二候、

天文十六年六月十七日、天文五年におこつた天文法華の乱
以来、洛中において対立状態にあつた日蓮宗諸寺と山門延暦
寺との間で、近江守護六角定頼を仲介として和睦が成立した。⁷⁾
この和睦は、日蓮宗側が山門側に「日吉御祭礼料」百貫文を
納めることによって成立したといひ、右にも「過分に代物を
仕候而、これほとにも成たる」とあり、本成寺末本禅寺の負
担にふれているなど、全体として天文十六年の山門・日蓮宗
諸寺和睦の事態に対応した記事であることは、疑う余地がな
い。

ここに、『愛知県史資料編14中世・織豊』のとおり、当該
文書が天文十六年に比定されることを確認した。

二 織田信秀三河進攻情報の信憑性

当該文書に記載された三河情報を、以下に見ていく。

一、三州八駿河衆敗軍の様二候で、弾正忠先以一国を管
領候、威勢前代未聞の様二其沙汰共候、一、此の十日計
已前二京都より楞嚴坊罷下候、嚴隆坊も同心にて候、

(三河では駿河衆が敗戦したらしく、弾正忠がひとまずは一
国を押さえている。その威勢はいまだかつてない程度である
ように取り沙汰されている。)

天文十六年当時、「弾正忠」を称して今川軍勢を破り三河
を支配しつる人物は、織田信長の父、織田信秀のほかありえ
ない。

一、彼楞嚴坊申来候八、鶺殿仕合八よくも有間敷様二物
語候、其謂八尾と駿と間を見あわせ候で、種々上手をせ
られ候之処二、覚悟外二東国はいくんど成候間、弾正忠

一段ノ曲なく被思たるよしに候、定而彼地をも只今の時分は攻いらんやと致物語候間、あまり二（無心）許存候間、近日心（無）坊を可差遣覚悟にて候、

（かの楞嚴坊が申し来たるところでは、鵜殿氏にとつてめぐりあわせはよろしくないと云う。それというのも、鵜殿はかねて織田と今川の力関係を見計らつて、両者との外交でいろいろ上手に立ち回つておいでであつたが、このたび思いの外、今川軍敗戦という事態となつてしまい、織田信秀は今や、鵜殿へ何ら愛想するまでもないと）「一段ノ曲なく」お思いのことだ。楞嚴坊が「おそろく今こんにちの時点では、はや鵜殿の城に織田が攻め入つていられるかもしれない」と言つからあまりにも心許無く思われるので、近日のうちに心城坊を鵜殿のもとに差し遣わすつもりである。」

岡崎八弾江かう参之分にて、からくの命にて候、弾は三州平均、其翌日二京上候、其便宜候て楞嚴坊物語も聞まいらせ候、万一の辺も候て八、門中力落外見実義口惜次第候、

（岡崎城主松平広忠は、織田信秀への降参者として処遇され、

かろつて命ばかりは許された。信秀は三河を平らげ（「平均」に）、その翌日に京に上つた。楞嚴坊の在京中に信秀上京という良いついでが重なり、このように楞嚴坊が聞きつけて情報をよこしてくれた。鵜殿に万一のことがあれば、当門流にとつて痛手であり、体面上も実質においても残念な事態である。）

以上に見るとおり、ここに記されている三河情勢は、みな伝聞情報である。ただ伝聞とはいつても、出所の曖昧なものではない。「此の十日計日前二京都より」、筆者曰覚のもとに罷り下つた彼の弟子である楞嚴坊ならびに嚴隆坊がもたらした（「嚴隆坊も同心にて候」、京都における「其沙汰共」すなわち、うわさ、評判である。そしてその情報は、京に上つた当事者織田信秀周辺から発されたものといふ。この年、信秀が京都にいたとは他の史料で確認できないが、信秀上京が虚報であるとは考えにくい。

この情報に接しての曰覚の主たる関心は、陣門流の有力な信者であり、かの「越中大乱」に際して逃避中に世話にもなつた三河鵜殿氏の境遇である。興味本位に噂に興じているので

はない。

ところで、ときに日覚は、尾張にも確かな情報源を有していた。当該文書には、「尾州より八、当年八細々子細候て、人の往通候キ」とあり、それは「孫右」なる者が美濃に在国しているからだ、と記している。「細々」は、それに続いて「子細候て」とあるから、「ほそほそ」「こまこまと」ではなく「再々」の意味と思われる。さらに門流の尾張国山田郡稲生の「妙本寺より八細二書状候キ」とも記されている。そもそも、日覚は尾張国「春日井郡」守山（当時は正しくは山田郡に属した）の生まれで、僧としては「同国稲生妙本寺日昭弟子」として歩みを始めたという（『長久山歴代譜』）。先年の三河滞在の経験を含めて、彼には、尾張・三河の政治情勢について、甚だしくは外さない程度の判断力や土地勘が備わっていたとしてよい。尾張から複数の経路でもたらされているという、その情報に、先の三河情勢に関わるものがあつたとは当該文書にはまったく記されていないが、彼が荒唐無稽の尾張・三河情報に踊らされる状況にはなかつたことは確かである。

以上、当該文書に記されている天文十六年における三河急

変の情報だが、基本的には伝聞情報ではありながらも、史実を反映している可能性をくむべき素材であると確認した。ただ、その情報源が織田信秀周辺に発したものである以上、当然に、織田信秀の三河における優位を実際以上に誇るものであつた可能性への配慮が必要であることも、論を俟たない。

三 織田信秀の岡崎攻落を伝える別文書

楞嚴坊は、織田信秀が三河「一国を管領」、また「弾（正忠織田信秀）は三州平均」と伝えながらも、鵜殿氏が降伏したかについては、確報としてではなく、事態が必然的にもたらしているであろうと彼自身が懸念するその後の展開（彼の憶測）として語っている。これからすると、鵜殿氏の本拠地たる蒲都市付近やそれ以東の東三河の地までが、信秀上洛以前に信秀にすでに制圧されてしまつているとまでは楞嚴坊が認識していなかつたことも確かである。当該文書の「一国を管領」「三州平均」という表現には、あきらかに誇張が含まれているのであつて、これを直ちに史実とみなすことには慎重であらねばならない。

当該文書が、三河における信秀の「威勢前代未聞」という事態に関し、確かな情報として語っているのは、次のことである。

岡崎八弾江かう参之分にて、からくゝの命にて候、

この岡崎情報はまことに衝撃的である。というのも、江戸時代以来の通説では徳川家康の父松平広忠は、天文六年（一五三七）に岡崎城主となつてのち同十八年（一五四九）に没するまでの間に、今川義元の配下となつたことはあつても、この間ずっと岡崎城主としての地位は保ち続けたとされてきたからである。ましてや、彼が今川にはなく織田に降参し、しかも「命からがら」の態であつたとは、想像だにされてこなかつたことである。さらには、これが天文十六年にあつた史実だとすると、同年に松平竹千代（家康）が織田の人質として囚われの身となつた、また、織田信長が初陣として「三州之内吉良大浜」に遠征した、さらに、翌天文十七年三月に織田信秀軍と雪斎太原率いる今川軍が小豆坂あずさだかで戦つた（小豆坂の戦い）、などの諸史実の背景の理解に深く影響を及ぼすことになるからである。

とはいえ、こうした前後の史実との関連についての考察は

あとにして、ここでは先の岡崎情報について、史実としての信憑性を検討しよう。

実は、天文十六年に織田信秀が岡崎城を押さえたとの伝は、別の同時代史料にも存在する。天文十七年三月十一日付の織田信秀充て北条氏康書状写（内閣文庫『古証文』所収）である。古くは『朝野旧聞哀藁』にも収録されているが（永正三年十一月十二日条）、誤つて永正三年の別文書に繋げ末尾が消滅した状態で収録されている。こんにち刊本として本来の姿で、一九七九年刊行『神奈川県史資料編3 古代・中世（3下）』六八五二号（以下『神奈川県史』と表記）はじめ、近くは愛知県史『中世3』一六五八号などとして収録されている。

この文書は、天文十七年三月十九日の小豆坂の戦いを間近に控えた同年三月十一日の時点で織田信秀に充てたものである。これ以前に信秀より氏康に向けて発された、北条氏と今川氏との関係についての質問に対し、氏康が「近年一和を遂げ候といえども、かの国より疑心止むこと無く候あいだ、迷惑候」（原文漢文、読み下し、以下同じ）と応じているくだりが主文とみなされる。冒頭に「来札の如く近年は遠路故申し通さず候ところ、懇切に示し給わり候」とあつて、今川との決

戦を覚悟した信秀から唐突に問い合わせが届いたのを、ことの始まりとしており、外交交渉としてきわめて慎重な配慮と意思を込めたやりとりと推察される。すなわち、信秀があわよくば織田・北条の同時作戦による今川挟み撃ちに期待をかけたのに対し、氏康が「和睦後も今川が当方に対し挑発的でない」として困っている。(すなわち、当方は今川との和睦を第一義としている。みずから積極的に今川と一戦を構える気はない。)⁸と応じたもの(織田からの打診に対する婉曲な拒絶)である。

さてこの北条氏康書状には、右の正文に先だつて、次のように三河情勢が述べられている。

仍て三州の儀、駿州へ相談せられ、去年彼の国に向け軍を起こされ、安城は要害、則時二破らるの由候、毎度御戦功、奇特に候、殊に岡崎の城、其の国より相押さえ候に就き、駿州二も今橋本意に致され候、其れ以後、万其の国相違の刷候哉、茲に因りかの国(に)相詰めらるの由承り候、余儀無き題目に候、就中、駿州・此方の間の儀、御尋ねに預かり候、(以下、前述正文)

* 傍線を付した二箇所は、文字につき説明を要する。

相談せられ(原文「被相談」) 神奈川県史⁹ や愛知県史

『中世3』などは「無相談」と読んでいるが、以前に指摘したとおり、文字自体は間違いなく「被」である。また、原本に「無」とあったものが『古証文』収録時に「被」と誤写された⁸とみて、「相談無く」がもともとの文意であると判断するのも正しくない。

安城は要害(原文「安城者要害」) 本文書がこれまで刊本に収録された際には、註(8)所掲村岡によるものも含め、「者」に「之」と傍注している。しかし、「要害」の語を「城塞」の義でなく、「要害」本来の意味である「敵を防ぎ味方を守るのに便利な地」で解し、「安城は要害(にて)」のように、それ以下に続く文に連結する語句を補って読めば、「安城は織田にとつて要害ですから即座にこの地の敵をお破りなり」として意味は通る。一方、「安城の要害(城塞)を破る」の意と解しても意味は通るが、不安も残る。一般にこの時期の文書において、「要害を築く」などのように、「要害」の語を自方の砦を指して用いる例はよくみられる。このくたは織田からの来信の文面を踏襲したとおぼしいが、敵方(今川)の砦を攻落したことを他者(北条)に向かって誇る際に、織田が「敵方である」安城城という要害を破った」と表現するのは、いささか不自然の

ようにも感じられる。

四 北条氏康書状の史料批判

ところで、先の北条氏康書状を史料として用いるにあたっては、『古証文』においてこの文書のすぐ前に、同じ天文十七年三月十一日付の織田信秀充て北条氏康書状（『神奈川県史』六八五一号、愛知県史『中世』一六五七号）が収録されていることから、複雑な史料批判が求められることになる。その本文は次のとおりである（読み下し）。

貴札拝見、本望の至りに候、近年は遠路故申し入れず候、本意に背き存じ候、抑も駿州・此方の間の義、御尋ねに預かり候、先年一和を遂げ候といえども、かの国より疑心止むこと無く候、委細は御使い申し入るべく候条、省略せしめ候、御意を得べく候、恐々謹言、

要するにこれは、先の文書のうち三河情勢にわたる部分を欠落させ、主文のみを記した、より簡潔な返信である。

この簡潔な方の文書（以下、氏康A書状と表記）が存在すること、またこれらの二通の『古証文』所収文書の関係について

て考慮されることもなく、もっぱら三河情勢に言及する先の文書のみが横山住雄、平野明夫の両氏によって取り上げられ（註（8）所掲各氏著書）、織田による安城城攻略は何年かという関心から論じられていた。これに対し、註（8）所掲『新編安城市史』5「解説」において、村岡は両文書の史料批判を試みた。その際村岡は、三河情勢に言及した先の長文の文書（以下、氏康B書状と表記）は「全体として疑問のもたれる文書である。」と述べ、結論としてこの文書は、氏康A書状をもとにして「後代に改作されたものと推定」した。もしそのとおりとすると、三河情勢に言及する氏康B書状は、史実を考察するのに使用してはならぬことになる。しかし、この史料批判は誤りであった。

あらためて両文書の史料批判をおこなない、両文書が作成された前後関係を推定し直すことにする。前述「解説」は、文書の伝来に関して考察を及ぼしていない点に問題がある。同一差出人の、文意が重複している同一日付の両文書が、ともに実際に発給されることがありえないのは、前述「解説」で指摘したとおりである。しかし、作成される可能性はある。一つの文書作成にあたって複数の草案が作成されるのはよく

あることだ。さらに、両文書が一つの書『古証文』に並べて収録されているという事実は、両文書が同一の場所で採録されたと想定すべきであろう。すなわち両文書が、もともと北条氏のもとに遺されて伝来した控えであった蓋然性をこそ、氏康B書状は後代創作と想定するのに数倍もして考慮すべきである。

そうすると、両文書のうち一方が先に作成され、他の一方はそれを推敲した文書ということになる。いずれが先に作成されたのか。

織田への返書たる両文書の主文（北条氏康が織田信秀に伝えたいことの眼目）は、前述のとおり、「北条は今川との和睦を第一義としているから、貴意に沿えない」という点に尽きる。すなわち、「織田が予定している近々の三河での織田・今川のいくさ之際して、北条は動きません。局外中立です。」という返事である。その観点から氏康B書状をみると、三河情勢に言及した部分においては、この主旨とは逆に織田へのおもんばかりの濃い文面となっている。「毎度御戦功、奇特に候」は外交辞令としての域を出ないとしても、「茲に因りかの国（に）相詰めらるの由承り候、余儀無き題目に候」はあ

きらかに、信秀が予定している近々の三河進攻に対する明白な支持表明となっている。

このことからすると、いったんは草案として三河情勢にふれた氏康B書状が作成されたものの、こうした明白な支持表明を与えることが、後日において織田への負い目、あるいは、これを今川が知る事態となつた際には今川への負い目となることが危惧され、三河情勢への言及をすべて削除した簡潔な氏康A書状が作成されたという推定が導かれる。

すると三河情勢を述べている氏康B書状は、実際には発給されなかつた文書ということになる（氏康A書状もまた結局のところ、届けられなかつた可能性がある）。しかし、だからといって氏康B書状が述べる三河情勢が同時代の史実を反映していないということにはならない。いったん記した内容の間違ひに気づき使用されなかつた訳ではないのだから、実際に発給されたか否かと、そこに記されていることの信憑性の有無とは、この場合は別次元の問題である。氏康B書状において三河情勢について述べたくだりでは、文中に「〴〵の由候」「〴〵の由承り候」とある。これは、織田信秀からの来信で「懇切に示し給わり候」ところの三河情勢を、北条側が復唱的に、ある

いは意を取る形で述べたことを示している。

以上、氏康B書状が写しではあつても同時代史料とみなしうること、また、三河の当事者でない北条氏が天文十七年三月の時点で述べているところの、「去年」＝天文十六年の三河情勢に関する記述の出所が、当事者織田信秀から北条側にもたらされた情報であることを確認した。

五 北条氏康書状が述べる三河情勢の検討

北条氏康B書状が述べる天文十六年の三河情勢を整理すると、以下のとおりである。

同年に織田信秀は三河でいくさを起こし、安城の敵を破った。

また、岡崎城を確保した。

以上は、織田と今川が相談の上でのことである。

また、今川義元においても今橋を「本意」にした。

右のうち については、先述のとおり横山住雄氏らの論及がある。これ以前すでに天文九年六月六日に、織田の軍勢が安城まで攻め入って松平の諸將を討ち取った事実があり、江

戸時代成立諸書では、これによって安城城が織田のものとなつたと伝えている。ただし、このときには松平側は多くの戦死者を出しながらも、織田軍を撃退したと伝えるものもある。

いずれにしても、断片的な同時代史料が示す状況証拠・江戸時代成立諸史料を総合すれば、天文十二年までには織田が安城城を奪つたことはほぼ確実である（『新編安城市史1通史編 原始・古代・中世』安城市発行、二〇〇七年、以下『新編安城市史1』と表記、村岡執筆五七六～五八五ページ参照）。

しかるに平野明夫氏は、安城城を織田が攻落したのは、実は天文九年ではなく、同時代史料たる の記述によって天文十六年と正すべきであるとしている（同氏前掲書三二六ページ）。

この史料から確認できるのは、天文十六年に織田が三河で起こした軍事行動以前において、松平ないしは前年以降三河に進入していた今川の軍勢が、織田の支配する安城城を危うくしていたか、やかもすれば安城城を攻落していたという点である。天文十二年以前にいったん織田が安城城を奪つたが、その後天文十六年までに形勢が逆転し前記の事態が生じたと考えられることも可能である。 の記述があるとしても、そのこと自体を以てして天文九年の史実を論じる根拠にならないの

は、自明のことである。

次に、の織田信秀岡崎攻落の記述については、村岡前述「解説」以前には何故か正面から検討されていなかった。横山氏は、信秀による岡崎攻落がこれから起こりうることとして言及されている文意に翻訳しているが（同氏前掲書一三六ページ）、当該部分があるように読める余地はない。さて前述「解説」では、織田信秀が岡崎城を攻落したことを示す史料はこの史料以外に存在しない、と解説した。先の菩提心院日記書状が天文十六年と確定した今となつては、これは意味を失った。

またの記述について、同じく前述「解説」において、今川軍が今橋城（城主戸田橋七郎宣成）を陥落させたのは天文十六年ではなく、通説に従つて同十五年十一月十五日であるとし（豊橋市史第一巻『豊橋市発行、一九七三年、三九一ページ参照』）、この記述に疑問を呈した。先のの記述についてともども、氏康B書状後代創作説に傾く根拠として挙げたところである。今橋城天文十五年落城説は、同年十一月二十五日付今川義元感状（天野文書、愛知県史、中世³、一五八四号）が根拠である。同文書には、同年十一月十五日に今川の臣天野

景泰が今橋城の「外構」を乗り崩し、「宿城」に乗り入ったことが述べられている。

しかし山田邦明氏は、これをもって今橋城が落城したとは解釈していない。同城近く牛頭天王社の天文十六年六月十三日銘神輿棟札（愛知県史、中世³、二二七一号）に、大檀那として今川義元の名が記されていることを述べ、「今橋城が接収された時期は特定できないが、このころには今川軍の押さえるところとなつていたことが確認できるのである。」としている（同氏著『戦国時代の東三河』あるむ発行、二〇一四年、四一―四四ページ）。「宿城」とは、当時「家城」とよばれた、平時における城主居住郭を指すと思われる。籠城戦においては最終的に、より防御機能に優れ堅固で奥まつた別郭に籠もるのが恒であるから、たしかに、「宿城」に乗り入ったとの記述を以て直ちに今橋城陥落と解釈するのは無理がある。加えて当該の氏康B書状は、今橋を「本意」にすると記している。山田氏前掲書は、今橋城主戸田宣成はこのとき討ち死したとするのが通説であるが、そうではなく、降伏して城を明け渡し今川の臣となつたことを明らかにしている。降伏から城明け渡しまでの間に一ヶ月余の和睦交渉期間のあつたこと

を想定することも無理ではない。天文十六年今橋「本意」という記述に、ことさらに疑問を呈する理由も失せる。

さて以上の　は、織田・今川相談の上でなされたという。これは何を意味するか。

まず　とは、先の菩提心院日覚書状から、それがあつた時期がある程度特定できる。同文書は九月二十二日付であり、そこに記載された三河急変の報は「此の十日計已前二京都より」罷り下つた楞嚴坊らによつてもたらされたといひ、その情報源たる織田信秀は「三州平均、其翌日二京上」といふ。これによると、（織田の岡崎攻落）は天文十六年九月上旬、

（織田の安城突破）はそれ以前となる。一方、（今川の今橋攻め）は、天文十五年九月二十八日時点ではまだ開始されていないが、あつたこととして想定されており（同日付牧野保成条目写、愛知県史「中世3」一五七八号）、同年十一月十五日時点では、前述のとおり攻撃継続中である。したがつて、氏康B書状での書き順とは逆で、まず今川による　があつて、それから一年近く後に織田による　の事態となつたことがわかる。

さて、　が織田・今川相談の上のことであつたと

ると、今川による今橋支配（城代配置）開始を受けて織田・今川の間で交渉が持たれ、両者による三河分割の線引きについて一定の合意が成立したことを意味する。すなわち、今川による今橋支配に釣り合うものとして織田が岡崎を支配する合意があつたといふ。もっとも、以上は織田の言ひ分である。ただ、三河支配をめくり両者間に交渉が存在した可能性はある。菩提心院日覚書状には、織田による岡崎攻落に先立ち、「鵜殿はかねて織田と今川の力関係を見計らつて、両者との外交でいろいろ上手に立ち回つておいでであつた」との記述がみられ、かかる外交交渉存在の可能性を示唆する。

一方で菩提心院日覚書状は、織田の岡崎攻落をもつて鵜殿氏の立場が危ういものに急変したとの認識を示している。もとより織田・今川の密約であつたならば、事態の急変を三河国人らが想定し得なかつたのは当然であるが、実は氏康B書状が伝えている織田の言ひ分とは異なり、織田の岡崎攻落は、今川にとつても想定を超える行動であつた可能性もある。同書状に、「其れ以後」（以後）によらず織田にとつて「相違のあしらい」が生じたところのは、これを示唆する。

六 松平広忠降参情報の信憑性

天文十六年九月に織田が岡崎を攻落したことを伝える菩提心院日覚書状・北条氏康書状の記述は、もとはいずれも織田信秀から発信された情報である。これまでの検討によって、このとき織田信秀が三河において衝撃的攻勢をかけたこと自体は史実として確定してよい。しかしこの時代、戦国大名などが自身の立場を優位に導くために、まことの情報に疎い遠隔地に向けて、自身の戦況に関し虚実を交えて自己側の戦果を誇大に発信することはよくある。このケースは、信秀によって片や京都において広められた情報、片や関東の北条氏に向けて発された情報である。したがって、天文十六年九月に至るまでの、他史料が示す三河の状況と照らし合わせることによって、この攻勢の実態を吟味することが求められる。

そうした検討に必要と思われる、これまでの研究によつて明らかとなっている天文十六年九月上旬までの織田・今川の動きを、既述事項も含め列記する。

天文十二年以前 織田、安城を攻落する。

天文十三年九月 織田、美濃斎藤氏を攻めて大敗する。

同年閏十一月 松平広忠の臣阿部大蔵、尾張・三河境に出陣する。

天文十四年月未詳 松平広忠、安城城を攻める。城奪回

かなわず。(安城清繩手の戦い)

天文十五年十一月 今川、今橋城の戸田橋七郎宣成を攻める。

天文十六年六月十三日以前 今川、今橋を入手する。

同年七月八日以前 今川、医王山に砦普請を終える。

同年九月五日 今川、田原城の戸田孫四郎堯光を攻める。

天文十三年九月の美濃における織田信秀大敗は西三河に影響し、岡崎城主松平広忠による織田への反転攻勢を生じた。安城清繩手の戦いは、のちに岡崎藩主となった本多家などに十七世紀に伝えられたものである。同時代史料によつて確認できないが、本多忠豊が戦死した戦いとして合戦場所等詳しく伝承されている。前後の状況からすれば、とくに疑う理由もなからう(『新編安城市史』、村岡執筆五八八〜五九〇ページ参照)。

天文十五年十一月以降の今川軍三河侵入は、そもそも今川

氏の支援によって天文七年に岡崎入城を果たした松平広忠にとつて、頼みとする援軍到来である。同家発祥の地である安城奪回に向けて攻勢を強めたとして不思議ない。にもかかわらず、松平がこの時期に安城城を奪い取ったかといえ、松平中心史観に染められた江戸時代成立諸書にすらそうした伝は存在しない。したがって、天文十六年九月の織田の三河攻勢以前においては、安城城は依然として織田が維持しつつも、松平広忠方の反攻にさらされていたと想定するのが妥当である。北条氏康書状にいう「安城は要害、則時ニ破らる」とは、織田がそうした危機状況を突破したことを指していると考えよう。

これにつづく織田による岡崎攻落情報の信憑性の検討に移ろう。
 天文十六年七月八日以前における今川による医王山（岡崎市羽栗町通称岩尾山）の砦（山中城）普請は、同日付今川義元書状（愛知県史『中世』一六二二号）によって知られる。この書状で義元は、「仍て三州、此の刻み本意を達すべく候、近日出馬すべく候」（三河をこの機会に平らげようと思っている。近いうちに自身出陣するつもりだ。）と、三河遠征中の将天野景

泰に述べている。「去比」さんぬるしう 医王山砦普請が完了したことで三河平定が見えてきたという。医王山砦が睨むのはどこか。のちに桶狭間の戦い後に代替わりした今川氏真は、このときのことを「松平信孝が織田方として大平・作岡・和田（上和田）の三城を築いたので、医王山を堅固に抱えた」と述べている（永禄三年二月二日氏真判物写、『愛知県史資料編11織豊』一五〇号）。大平・作岡・上和田は矢作川以東岡崎市内において岡崎城の東から南にかけて囲む形で並び、矢作川以西の安城城ともども岡崎城を包囲する。すなわち、医王山砦普請が完了した同年七月時点で今川義元が描いていたのは、今川の前線がそのまま東海道を北西に進み信孝の包囲網を突破して、岡崎の松平広忠に繋がる戦略であったと考えられる。

ところが同年九月五日、天野景泰ら今川軍は一転して田原攻撃に従っている（愛知県史『中世』一六三二～一六三七号）。今川にとつて予定変更を強いられた予期せぬ戦いであった可能性が高い。この日の田原攻めで今川が田原を攻め取ったとすることが通説であるが、山田邦明氏は、史料の文言からすれば、むしろこの日には戸田堯光は今川軍を退け、田原城を維持した事実が読み取れるとしている（同氏前掲書四四～四九ページ）。

ジ)。確かにそのとおりである。今川の田原攻めは、少なくとも九月上旬の一定期間に及んでいたのである。

菩提心院日覚書状・北条氏康書状が伝えるところの、織田による岡崎攻落が事実とすれば、ときに天文十六年九月上旬と先に推定した。まさしく今川は田原での戦闘の最中である。

このタイミングで織田が岡崎を攻めれば、岡崎は今川軍の支援を得ることができず、容易に攻落できたはずである。両文書が伝える岡崎降参情報が真実味を帯びる。

『信長公記』が記す信長の初陣、「吉良大浜」焼き討ちは、この年のことである（「吉法師殿十三の御年」の「翌年」）。同書は月日を記さないが、九月上旬の信秀の岡崎攻めに連動したものと捉えるのが自然である。同書には「駿河より人数入置候三州之内吉良大浜」とある。「吉良・大浜」とする刊本もあるが、当該部分はこのとき信長が一つ所を攻めた話として記されているから、「吉良の大浜」と読んで「吉良氏の領である大浜」と解すべきである。大浜上宮熊野神社を拠点としていた長田喜八郎に充てた天文十九年十一月十九日付今川義元判物（愛知県史『中世』一七六号）に、「先年尾州・岡崎取合之刻」、長田が広忠に対し無沙汰せしめたので所領神田

を召し放った云々の文言がある。「先年尾州・岡崎取合之刻」とは、まさしく天文十六年九月にあった織田信秀の岡崎攻めのおりを指していると考えられ、岡崎攻めの一環として大浜作戦があったことが判明する（以上、村岡「天文年間三河における吉良一族の動向」『安城市史研究』9、二〇〇八年参照）。

松平広忠が事実織田に降参したとして、そのまま岡崎城主の地位を保証されていたのか否かは不明であるが、「から／＼の命」という表現を文字どおりとすれば、城主の地位を追われたということか。

『松平記』『岡崎領主古記』などには、信秀が三河から退去してまもない、天文十六年九月二十八日の渡河原わたがはらの合戦が記されている（『新編安城市史』5、五二五、五二六号）。これは「二日合戦」であったといい、織田方の松平信孝が岡崎城を攻め取らんと山崎城（安城市）から出陣したのに対し、岡崎衆は渡河原にて迎え撃ち、信孝軍の矢作川渡河を阻止したという。同時代史料はなく確かなことはわからないが、事実そのようなことがあったとして、これを先述の脈絡で解すれば、いったん岡崎城を奪われた広忠が隙を突いて城に復帰したので信孝が牽制したということになる。しかし当然ながら、広

忠は織田に降参していないという前提で解することもできる。

同年十月二十日の時点で、広忠の心が従前の反織田としての立場を肯定するものであったことは確かである。渡河原の合戦以前において、広忠は寛重忠をして松平忠倫（たけのくに）（織田に与して広忠に敵対）を殺害せしめたが（『新編安城市史』一五九六ページ参照）、この日、寛の忠節を賞し知行を与えている（愛知県史『中世』一六四二号）。さらに同年十二月五日、広忠は、父清康の十三回忌供養として大樹寺に田畠を寄進している（愛知県史『中世』一六四九号）。この時点で岡崎に健在であったことは間違いない。

以上からすると、天文十六年九月上旬に岡崎城が織田の攻撃にさらされたことは間違いない事実として確定できる。しかし、織田が岡崎を攻落したとまで断定することはできず、かりに広忠が降参したとしても、信秀が三河から退去してほとなく岡崎城主としての地位を回復したとみられる。

とはいえ、岡崎城主としての地位を回復することと、外に向かつて反織田の旗幟を鮮明にすることが、この時点で必ず連動するとは限らない。反織田の旗を降ろしたが故に地位回復がなかったというケースも想定されよう。この時点で岡

崎城にて広忠が反織田の旗幟を鮮明にしていたかは疑問である。

もとより、広忠降参情報が信秀による謀略的虚偽情報にすぎず、実際には岡崎攻落までに至らなかったとした場合には、広忠の旗幟が反織田としてより鮮明であったのは当然である。しかし、以下にその後の彼の動向を検討するが、それによると、この時点において広忠が反織田の旗幟を鮮明にしていた可能性は低いとみられる。

七 小豆坂の戦いにおける松平広忠の動向

天文十七年三月の小豆坂の戦いするとき、広忠は今川方であったとするのがこれまでの通説である。

この合戦の同時代史料として複数の今川義元感状が存在するが、これらから合戦全体を俯瞰するには足りない。後代史料のうちでそれに足るものとしては、『三河物語』が成立も早く、最も良質である。これが記すところは次のとおりである（『安城市史』五三〇号、平野氏前掲書三三一ページ地図参照）。

織田信秀は尾張から安城に入ったのち、矢作川の下瀬

(渡河原)を越えて上和田砦に移動した。合戦の場を馬頭の原と見込み、当日未明に上和田を発した。駿河衆は上和田攻めのいくさと心得て、同じく未明に藤川を發した。小豆坂山中において、お互いの動きを捕捉しえぬまま進軍するうちに西軍鉢合わせとなり、戦いが始まった。織田軍は一度押されて盗人木^{ぬすつとぎ}まで退いたが、小豆坂の下まで盛り返した。ここでの合戦は相引となり、駿河衆は藤川に退いた。信秀はいつたん上和田に退き、ついで安城に退いた。さらに安城を織田三郎五郎(信広)に守らせて自身は清須に帰った。

意外にも、松平軍勢の動きに一切言及していない。『三河物語』に先んじて成立した可能性がある。『松平記』の小豆坂の戦い部分には、写本の早い段階で文の脱落・錯綜が生じたらしい(愛知県史資料編14中世・織豊)編纂物・諸記録三号国会図書館本その他、いわゆる流布本『校訂松平記』参照。同書は、『天文十七年三月十九日、尾州衆岡崎ヲトランド安定ノ城ニ弾着テ、先手ヲ以テ押来ル』と、このとき「弾」すなわち信秀の出陣目的が、今川本隊との戦いではなく岡崎攻落であったといながら、「今川軍はこれを聞き、矢作川の下の瀬を

越えて上和田に陣し、小豆坂を上がった」とする。話の脈絡としても、地理的にもまったく意味をなしていない。一方で、同書の小豆坂における合戦描写自体は、『三河物語』よりはるかに具体的である。

小豆坂における初度の遭遇戦の様子について『松平記』に、朝比奈信置が「一番鏑致シ、岡崎衆ヲ下知シ」織田軍を追い崩した、とある。これに対応する朝比奈信置充て今川義元感状が存在する(愛知県史・中世3「一六六二号」)。「敵味方備う処、下知を加え一戦を遂げ、自身真つ先に馬を入れ」とある。織田軍が再度小豆坂に盛り返してきたときの様子は『松平記』に次のようにある。

敵が二の備えて盛り返して、岡崎衆林藤五郎・小林源之助を初めとして、よき者があまた討ち死にした。そのとき岡部五郎兵衛(元信)が横鏑を入れ今川軍は盛り返した。尾州衆の先手の物頭である「ヤリ三位」を、駿河衆小倉与助が組み討ちで討ち取り高名仕った。三位が討たれて尾州衆は力を落とし、ことごとく敗軍仕った。

右の岡部元信の働きに対応する岡部充て今川義元感状も存在する(同前一六六三号)。「味方難儀の処、半途より取つて

返し、馬を入れ、敵を突き崩し勝利を得」とあり、続いて「褒美として、このときの岡部のいでたち筋馬の鎧・猪の立物については、以後岡部以外の今川分国武者が使用してはならぬ」とした文書である。

戦いの全体像記述の杜撰さに反し、細部においてかなり正確である。『松平記』における小豆坂の場の合戦描写は、おおよそ史実に見合うものとみてよからう。これによると、「岡崎衆」は今川軍の先陣を切った朝比奈信置の配下で働いたという。問題は「岡崎衆」の実態である。

織田・今川両軍の動きが『三河物語』のとおりであるならば、「岡崎衆」は遅くとも織田信秀の上和田皆着陣以前の段階で岡崎を離れ、藤川の今川軍に合流していなくては、朝比奈信置の配下に入ることができない。しかし「岡崎衆」といながらも、いずれの書にも松平広忠は登場していない。これまでの通説どおりに、この合戦時において広忠が今川方として岡崎城主としての地位を保っていたとした場合、このとき岡崎を空けて早々に藤川まで移動したなら、敵前逃亡に等しい。岡崎を離れずに今川軍の到来を待ち、織田軍の退路を塞ぐ形で挟撃するのに優る策があるうはずもないから、岡崎を

出て藤川に向かうことなどありえない。朝比奈信置配下に事実「岡崎衆」がいたとしても、それは広忠に率いられた本隊では決してありえない。

考えてみれば、『三河物語』が小豆坂の戦いにおける岡崎城の広忠率いる松平隊の動きに一切言及していないのも自然である。言及がないのは広忠が岡崎を空けていないからだとする、これまた理解しがたい。広忠は、織田信秀の小豆坂 上和田 安城への退却を傍観していたことになる。事実傍観していたとなれば、それ自体すでに今川への背信にほかならず、事前の織田への内通があったことを意味する。

以上から浮かび上がってくるのは、このとき松平広忠は今川方としてまったく機能していないという事態であり、この戦いで広忠が今川方に属したとする通説への大いなる疑いである。天文十七年三月に再度安城に来た織田信秀によつて、岡崎衆は織田軍の戦闘配置の内に組み込まれていたとすれば、前述の諸矛盾はすべて消える。小豆坂の戦いとき、今川軍として働いた「岡崎衆」がいたとして、それは岡崎離反軍人衆であろう。

八 松平広忠の病死

『松平記』は、小豆坂の戦い後一月たらずして起こった明大寺耳取の戦いを伝えている（『新編安城市史』五三三三号）。

織田方の松平信孝が岡崎城下の明大寺表南から攻め入り、岡崎衆の待ち伏せ攻撃を撃退したものの、信孝は明大寺にて岡崎衆の矢に射られて落命したという。その場所は明大寺村耳取塚であつたと、別の史書は伝える（前掲五三三三号村岡「解説」

参照）。同時代史料は伝わらないが、事実とすれば、広忠は小豆坂の戦い後に織田から離反したということか。ただし反織田ということではなく、戦後における織田の統制力低下をうけて信孝と信広の主導争いが昂じた結果との見方もできる。なお『三河物語』は、この合戦を小豆坂の戦いの前に記している。小豆坂の戦い以降における広忠の動向をうかがえる同時代史料は伝わらない。

今川による安城攻落戦が開始されるに先立ち、天文十八年三月六日、松平広忠は死没する。『松平氏由緒書』は、「前のとし」に「蜂屋半丞卜申者」（これは後述片目八弥の誤伝）の

「むほん」によつて村正の脇差して襲われたといい、その「疵より御腹中へ血こもり候て御煩となる」と伝える。『岡崎領主古記』は広忠三月六日「横死」とし、佐久間の刺客「片目八弥」によつて殺害され、のちに「天野孫七ト云者」が佐久間を討ち取つたと伝えている（同書の原典『参州本間氏覚書』では、佐久間について「広瀬之佐久間九郎左衛門」と云、又大浜の佐久間某とある）。

しかし、より成立の早い『松平記』『三河物語』は、たんに病没と記している。『松平記』は、片目八弥なる者に広忠が村正の脇差して襲われた事件を伝えている。ただし広忠の死とはまったく関係なく、信孝は元来忠節の人であつたことを述べるための、彼が天文十二年以前織田方となつて広忠と対立する前のエピソードとして述べている。また、八弥の素性にも触れていない（佐久間の命によるという記述なし）。

さて、天文十八年十月二十七日以前、天野孫七郎が加茂郡高橋表で佐久間を切ることによつて兼ねての約束を果たし、同日、岡崎松平家の重臣より忠節として賞されている（愛知県史『中世』一七〇八、一七六一号）。同年の安城城攻防戦のさなかのことである。この文書を伝える『譜牒余録』に、佐

久間切りと広忠の死を結びつける記事はない。『三河物語』では、広忠が天野孫七郎に「広瀬之作間ヲ切て参し」と命じ、天野が佐久間に手負いを浴びせたことを賞して、広忠が大浜に五十貫文与えたことになっている。仮にこれが一面の史実を伝えているとみて先の文書と整合させるならば、加茂郡広瀬の佐久間と広忠との間に何らかの遺恨があり、広忠の死後に佐久間への怨讐が果たされたということになる。

広忠が八弥なる者に襲われたというのは、事実そういうことがあったのかもしれない。天野孫七郎が加茂郡高橋表で佐久間を切ったのは、天文十八年安城城攻防戦さなかの史実である。しかし、それらと広忠の死を結びつける証拠は存在しない。これまでの研究では、織田の陰謀として片目八弥による広忠殺害を説くものが多いが、それはむしろ後代の付会説に引きずられた論というべきである。

小豆坂の戦い後の広忠の旗幟がたんに曖昧であっただけなら、すでに人質竹千代を得ていた信秀が広忠暗殺の拳に出る理由が見当らない。広忠への外交圧力を強めればすむことである。

『松平記』が伝えるとおり、明大寺耳取の戦いが小豆坂

の戦い後の史実であるとして、このとき広忠の旗幟が今川方として鮮明であるなら、織田が広忠を殺害する動機は一応説明できる。しかし、織田は広忠没後も竹千代を生かし置いている。いかなる竹千代の利用価値を見込んでの措置なのか、それが説明できない。広忠を謀殺した上でその子とその家臣団に織田への忠節を期待できるはずもない。できるとすれば、岡崎家中にその謀略にあらかじめ加担する重臣を確保できていればこそだが、はたして織田がそのようなややこしいシナリオを信孝亡きあと速やかに描きえたであろうか。

あるいは、今川による安城城攻めを直前にして、織田ははや、安城城陥落を想定していたというのが、安城城を今川が奪ったのは天文十八年十一月のことで、陥落まで半年以上を要したことからすれば、この段階で織田がすでにそこまで事態を悲観し、備えとして生かし置いたとみるのは、のちの推移、すなわち竹千代・織田信広の人質交換という歴史の顛末を知る者の付会の説というべきである。

広忠病没説に疑問を挟まねばならぬ理由がどこにあるか。

おわりに

人質竹千代の真相を推理しつつ

最後に、時間は遡って、松平広忠の子竹千代（のちの家康）が田原戸田氏によって奪われ、織田信秀のもとに差し出されたという、有名なエピソードについて考察しておこう。

通説では、天文十六年に田原戸田氏が竹千代を奪って織田に差し出したことが、今川による同年九月上旬の田原攻めを結果したとされる。戸田がかかる挙に出た動機、奪った場所と伝えられる塩見坂とはいったいどこを指すのか、竹千代がそこに至った道程、田原経由とすればその理由など、いくつもの疑問点が呈されながらも、戸田が奪って織田に差し出したというストーリー自体は疑われることはなかった。¹⁰

田原が織田に通じたから今川が田原を攻めたというのは理由が通っているが、田原戸田の側をみてみれば、織田に内通することはありえても、このように公然と反旗を翻しては（ましてや、塩見坂が遠江国塩見坂であるとすれば、そのような自身の居城から離れた所では、たちまちのうちに謀叛が露頭して

しまい）、今川に攻撃される自滅の種をみずから蒔いたに等しく、何の見通しあつてのことが、何の益あつてのことか理解不能である。今川の攻撃を退けるに足る織田の援助について確たる見通しなくしてはできない行為である。田原と織田内通の有無については、本稿で明らかとなつた事実により解けるところである。今川が田原を攻めて苦戦していたのと同じ、まさしく天文十六年九月上旬、織田の岡崎攻落作戦がおこなわれた（第六章）。織田と田原の間に事前に周到な連絡があつたと、十分に想定しうる。つまりは両者間に周到な内通があつて、この時点で田原の公然たる今川への敵対行動が開始されたのであつて、今川の意図するタイミングによって田原攻めが始まつたのではない。

では本当に田原戸田氏は竹千代を奪つたのだろうか。竹千代は戸田に預けられていたのではなく、竹千代が近づいたときに戸田がふと拉致したと伝える。拉致する日時を戸田みずからが決めたり、早々と予測することはできない。しかし拉致したならばその瞬間に今川への反逆が発覚してしまう。すでに前年の今橋攻めに先立ち今川氏においては、今橋・田原が敵となつた場合が想定されていた（愛知県史『中世』一五七

八号)。竹千代略取の知らせを受けて信秀が三河に駆けつける以前に、東三河を制圧している今川軍の攻撃を受けるのは必至である。したがって、織田との事前謀議のうちに竹千代略取計画があらかじめ組み込まれるはずがない。ただ、事前謀議で予定されていた決起の日程に合致する、まさしく千載一遇のタイミングで眼前に竹千代があらわれたなら、奪つことはありえよう。

竹千代略奪ストーリーの前提となっているのは、竹千代は今川に差し出された人質として運ばれる途中であつたという、もう一つのストーリーである。今川が三河国人から子息を人質として取ることは、天文十八年以降三河統治を進める中で多く実施されている。天文十六年の段階でことさらに松平広忠に子息差し出しを求める理由があつたのだろうか。あつたとして、『松平記』に天文十六年当時「国中大方敵二成、岡崎一城二成申候」とまでいわれた、松平信孝らの包囲網を、いかにして竹千代護送の一行がぐくり抜けたのか。

これに対し、天文十六年九月、織田信秀が松平広忠を「から／＼の命」に追い込み、竹千代を広忠から差し出させたことみるのは、確証はないにしても、状況としてはるかに合理的

で無理のない想定といえる。

さて、想定は以上にして、まとめに移ろう。

天文十六年九月上旬、織田信秀は田原戸田氏（堯光）と連動し、西三河に攻め込み、岡崎城の松平広忠を攻めた。信秀は、直後に岡崎攻落を宣言している。それが事実であつた可能性は高い。

いったん信秀が三河から退いた時点で、広忠が岡崎に健在であつたことが確認できる。このとき、織田との再度の戦いを辞さない明確な姿勢を示していたのか、反織田の旗を降ろしていたのか不明であるが、以後の推移からすると後者であるう。

天文十七年三月の小豆坂の戦いにおいては、広忠の動向を語る史料が存在しない。そのこと自身、彼が織田の軍門にあつたことの間接的証拠として史料を読み解くことができる。

小豆坂の戦い後も、広忠は依然として岡崎城を保っているが、子息竹千代を織田のもとに取られた状態のなか、めだつた動きを確認できない。天文十八年三月、今川による安城城攻落作戦が開始される直前、広忠は病死した。

天文十六年九月上旬、岡崎松平広忠に今川と織田の潮目が押し寄せ、嗣子竹千代はその潮目で織田に渡った。以後広忠は、織田の流れに吞まれ、潮目付近に漂つ中で生涯を閉じた。

註

- (1) これについて先に、二〇二二年十二月九日末盛城講演会「相応寺のつどい」を最初として市民講座・自治体講座等で述べる機会があった。また「読売新聞」の取材に応じ、同紙二〇一四年六月二十九日朝刊に概要が報じられた。
- (2) 『富山県史料編 中世』(富山県発行、一九七五年)一五〇一号に『長久山歴代譜』の日覚譜を収めている。
- (3) 『富山県の歴史』久保尚文「3章戦国乱世の到来」一一九～一二〇ページ(山川出版社、一九九七年)参照。
- (4) 『富山県史通史編 中世』(富山県、一九八四年)久保尚文・金龍教英「第四章第二節 神保・椎名の角逐と上杉氏の越中進攻」参照。
- (5) 『天文御日記』天文十三年三月十一日条、『真宗史料集成第三卷』(株式会社同朋舎メディアプラン、二〇〇七年再版、初版一九七九年)所収。『富山県史史料編 中世』一四四〇号同じ。
- (6) 天文十三年五月十三日菩提心院日覚書状・同年六月三日日本禅寺日導書状、ともに長存寺文書、『愛知県史資料編10中世3』(愛知県、二〇〇九年、一五一九、一五二〇号。以下に

おいて同書所収史料は、本文中に(愛知県史「中世3」一五二〇号)のごとくに示す。『富山県史通史編 中世』同章同節九五～九五四ページ「城尾城籠城問題と楡原法華」参照。

(7) 関係文書(本能寺文書、本禅寺文書、蛭川文書)は、村井祐樹編『戦国遺文佐々木六角氏編』(東京堂出版、二〇〇九年)五八八、五八九、五九六～六〇五、六一一、六一二号。なお、河内将芳『日蓮宗と戦国京都』(淡交社、二〇一三年)「第三章 天文法華の乱」参照。

(8) 「被」「無」の草書体は似ることがある。この文書中の他のくだりで「被」は何度も用いられ、「無」も二度用いられている。『古証文』原本にあたってそれらと比較するに、『古証文』筆記者が当該箇所を「被」と書いていることは明らかである。『神奈川県史』のあと、杉山博・下山治久編『戦国遺文後北条氏編第一巻』(東京堂出版、一九八九年)三三一九号、『小田原市史史料編中世二』(小田原市発行、一九九一年、以下『小田原市史』と表記)、二四二号、いずれも「無」としている。村岡は、担当した『新編安城市史』資料編古代・中世(安城市、二〇〇四年、以下『新編安城市史』と表記)五二七号において、「被」と改めた上で「文字自体は「被」である」と解説した(同号・五二八号)「解説」参照)。二〇〇九年刊行の『愛知県史「中世3」』でこれが一蹴されているのは、残念というほかない。横山住雄氏は、『小田原市史』を出版として明示しながらも、『駿州今川氏に相談のうえ』あるいは「信秀は今川義元と合意の上で天文十六年に安祥を攻

略し」などと、「被」で解釈している(同氏著『織田信長の系譜』教育出版文化協会、一九九三年、一三四ならびに一三七ページ)。「古証文」原本に拠ったのであろう。一方、平野明夫氏は、「無」と前提して解釈している(同氏著『三河松平一族』新人物往来社、二〇〇二年、洋泉社よりM.C.新書として二〇一〇年再刊、再刊本三一六ページ、以下同書のページ数は再刊本による)。これは、織田が敵対関係にあった今川と「相談」の上で三河においていくさを起こすことなどありえないとの判断によるものとみられる。しかしむしろ、去年は今川と「相談」の上で三河においていくさを起こしたが、「其れ以後」に「よらずその国(尾張)にとつて相違のあしらい」が生じたので、近々に織田信秀が再度三河に出馬することになった、と文章は無理なくつながっており、文意も明白である。これを「相談無く」と解したのでは、かえって「其れ以後」に文章がつかぬ。そもそも、織田と今川が敵対関係にあるときには、相談などしないで一方的に攻め入るのは言うまでもないことであつて、それをわざわざ「相談無く」などと表現する方がむしろ不自然である。

(9) 『松平記』は渡河原の合戦記事の直後に、「去年」のこととしてこの事件を述べている。新行紀一氏は、この「去年」を天文十五年のことと解している(『新編岡崎市史2』新編岡崎市史編さん委員会発行、一九八九年、新行氏執筆七一〇ページ)。「この事件では信孝がその場において、片目八弥を突き殺した」とあり、天文十五年であるはずがない。この「去年」は

アバウトに「去んぬる年」の意味である。

(10) 私もかつてこの前提の上に立つて、それがあつたのは、同年七月八日以前と推定したことがある(『新編安城市史1通史』五九四ページ)。今これを撤回する。拙論は、同年と推定される七月八日付今川義元書状(愛知県史。中世3。一六二二号)に「三河をこの機会に平らげようと思つている。近いうちに自身出陣するつもりだ」とあるのを、田原攻めの予告と解した結果であるが、すでに六章で述べたとおり、これは西三河を含めた三河平定の意志を継げた文言と解すべきである。あらためて考えてみれば、そうでなければ義元自身の出馬を告げてまで三河遠征軍を鼓舞することはあるまい。

(文学部教授)